

山口県報

平成 24 年
5 月25日
(金曜日)

目 次

告示

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準（環境政策課）……………

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準（環境政策課）……………

水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準（環境政策課）……………

漁業災害補償法第百五条第一項第一号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示（水産振興課）……………

道路の位置の指定（建築指導課）……………

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正（会計課）……………

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………

契約の締結（都市計画課）……………

山口県告示第二百二十号



水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示（平成十九年山口県告示第三百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百七十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となる工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条第二項の規定により六月間又は一年間は同条第一

項の規定が適用されないこととなる工場又は事業場については、この総量規制基準は、平成二十四年五月二十五日から同年十一月二十四日までの間は、適用しない。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

三の表の備考1の(1)中、「(10)」を、「(11)」に改め、同備考1に次のように加える。

(11) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百七十七号）の施行による新たな指定地域内事業場…………… 平成二十四年五月二十五日

三の表の備考2中、「又は平成十三年七月一日」を、「平成十三年七月一日又は平成二十四年五月二十五日」に改める。

山口県告示第二百二十一号

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示（平成十九年山口県告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百七十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となる工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条第二項の規定により六月間又は一年間は同条第一項の規定が適用されないこととなる工場又は事業場については、この総量規制基準は、平成二十四年五月二十五日から同年十一月二十四日までの間は、適用しない。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

三の表一の項中、「平成十四年十月一日（以下「基準日」という。）」を、「基準日」に改め、同表の備考中、「平成十四年十月一日」の下に、「（基準日が平成二十四年五月二十五日の場合にあつては、当該日）」を加え、同備考を同備考2とし、同備考2の前に次のように加える。

1 この表において、「基準日」とは、次に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。

- (1) 指定地域内事業場（2）に掲げるものを除く。…………… 平成十四年十月一日
- (2) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百七十七号）の施行による新たな指定地域内事業場…………… 平成二十四年五月二十五日

山口県告示第二百二十二号

水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第三百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号)の施行により新たに指定地域内事業場となる工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第十二条第二項の規定により六月間又は一年間は同条第一項の規定が適用されないこととなる工場又は事業場については、この総量規制基準は、平成二十四年五月二十五日から同年十一月二十四日までの間は、適用しない。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

三の表一の項中「平成十四年十月一日(以下「基準日」という。)」を「基準日」に改め、同表の備考中「平成十四年十月一日」の下に「(基準日が平成二十四年五月二十五日の場合にあつては、当該日)」を加え、同備考を同備考2とし、同備考2の前に次のように加える。

1 この表において「基準日」とは、次に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。

- (1) 指定地域内事業場(2)に掲げるものを除く。 平成十四年十月一日
- (2) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号)の施行による新たな指定地域内事業場 平成二十四年五月二十五日

山口県告示第二百二十三号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

表中

<p>大井湊区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち秋市 大井湊の地域)</p>	<p>1 総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十分の線以北の日本の海域において営む漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船による/に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用してふく又はあまたいをとる</p>
---	--

を

ことを目的とする漁業
 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により、主としていかをとることを目的とする漁業
 5 / から4までに掲げる漁業以外の漁業

大井湊区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち秋市大井湊の地域)
 2 / 小型定置網漁業及び主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
 2 / に掲げる漁業以外の漁業

室津区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字室津の地域)
 1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
 2 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業以外の漁業
 3 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業

室津区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字室津の地域)
 1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として刺網を使用して営む漁業
 2 / 総トン数十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用して営む漁業
 3 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として建網を使用して営む漁業
 4 / から3までに掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
下松市望町四丁目一三三の六、一三三の七、一三三の八、一三三の四の三及び一三三の六地先	四・〇	四二・四	一六七・〇五

山口県告示第百二十五号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

に、を

に改める。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

三の表住友信託銀行株式会社の項を次のように改める。

三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目四番一号	県内に所在する店舗	"
--------------	-------------------	-----------	---

(三三四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十四年七月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
 平成二十四年五月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人らいと
代 表 者 の 氏 名 梶山 滋
主たる事務所の所在地 下関市秋根南町一丁目一番五号

(二三五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口きらら博記念公園管理事務所 山口市阿知須五〇九番五〇
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 三百九十万キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十四年三月二十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
五千八百三十万四千二百八十六円
- 七 入札公告日
平成二十四年二月十日
- 八 その他
(一) 契約担当者
山口きらら博記念公園管理事務所長 山藤賢一郎
(二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格